

随時 2 級技能検定の技能検定委員選任基準

- (1) 当該検定職種(作業)の特級、1 級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種(作業)に関し 15 年以上の実務の経験又は教育訓練の経験を有する者
(技能系)
- (2) 事業所等において、当該検定職種(作業)に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者で、当該検定職種(作業)の特級、1 級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者 (技術系)
- (3) 短期大学(高等専門学校及び旧専門学校を含む。)以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練(旧養成訓練を含む。)、特定応用課程若しくは、特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種(作業)に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種(作業)に関し 10 年以上の学識経験を有する者(学識経験には、学校、職業能力開発校(旧職業訓練校を含む。)、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。)で、当該検定職種(作業)の特級、1 級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者 (学識系)
- (4) 上記(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者